

波田白樺ジュニアクラブ運営規定

1. 名 称

本クラブは、波田白樺ジュニアクラブと称し、事務局を波田町森口 4417(武居木材(株)内)とする。

2. 理念と目的

少年軟式野球を通して健全な身体の育成と、スポーツマンとしての秩序と礼儀を鍛練すると共に、野球技術の基本を習得し、そして野球の楽しさを知ることにより、野球の底辺の拡大と発展に寄与します。

野球を通じて世代を超えた親睦を深め、町づくりへの貢献と地域から愛されるクラブチームを目指します。

3. 事業内容

前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 練習
- (2) 各種大会への積極参加
- (3) 審判講習会及びその他行事へ参加
- (4) リクレーション事業の開催

4. 組 織

(1)理事会

本クラブの理事会メンバーは理事会で決定し、本クラブの最高意思決定機関とする。

(2)保護者会

児童の保護者により構成される。

(3)役員会

本クラブの円滑な運営の為に以下の役員を設けるものとする。任期は1年とする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 会計 1名 (会計は副会長が兼務することができる)
- ④ 会計監査 1名 (次年度の役員が会計監査するものとする)

*指摘事項がある場合には、代表理事へ報告するものとする。

(4)指導者

野球指導者として以下の体制を執る。

- ① 監督 1名(理事会の承認により決定する。)
- ② コーチ 若干名(監督の推薦により決定する。)

以上任期は2年とする。但し再任は妨げない。

5. 総 会

総会は年1回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

総会において以下の事を決定するものとする。

- (1) 役員承認
- (2) 会計報告(会計年度は、毎年12月1日に始まり、11月30日に終わる。)
- (3) 会費の決定

6. 運営規定の改正

本クラブの規定は理事会過半数の議決で改正することとする。

本規定は平成14年4月1日より実施される。但し、平成20年1月20日より一部改訂実施される。

(改訂履歴)

*平成14年4月1日制定

*平成17年4月1日改訂。

- ・組織運営の表示追記(理事会、保護者会)
- ・監督の決定方法を追記する。

*平成17年11月27日改訂。

- ・理念と目的を運営規定に明記する。
- ・会計年度を4月から3月を1月から12月に変更する。
- ・役員会に会計を追記する。

*平成18年9月8日改訂。

- ・クラブ名に波田をつけて「波田白樺ジュニアクラブ」とする。

*平成19年1月13日改訂。

- ・理事会の構成を変更する。
- ・会計監査を規定に追記する。

*平成20年1月20日改訂。

- ・会計年度を1月から12月を12月から11月に変更する。